

岩手県後期高齢者医療広域連合ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱

(平成 26 年 7 月 1 日 広域連合長決裁)

第 1 目的

この要綱は、岩手県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行うジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託（以下「業務委託」という。）に係る受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により総合的に評価し、選定するための手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 業務委託の内容

- (1) 名称 ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託
- (2) 仕様等 別に定める業務委託仕様書のとおり。
- (3) 期間 契約締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

第 3 参加資格の要件

プロポーザルに参加することができる提案書提出事業者（以下「提案事業者」という。）は、次の参加資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 関係法令に基づく、後期高齢者医療制度、国民健康保険及び被用者保険の各制度において、過去又は現在、ジェネリック医薬品利用差額通知等の業務委託等に係る受託等の実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 岩手県内及びその他の自治体等から、入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けていること。又は、それに相当する個人情報保護に関する認定を受けていること。

第4 提案事業者の募集

提案事業者の募集は、プロポーザルに関する公告を岩手県自治会館掲示板に掲示するとともに、広域連合ホームページに掲載して行う。

第5 プロポーザル参加要領

プロポーザルに係る参加要領については、別に定める「岩手県後期高齢者医療広域連合ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係る公募型プロポーザル参加要領」のとおりとする。

第6 提案無効要件等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルによる提案は無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 当該要綱及び各要領等に定められた以外の方法により、プロポーザルの事業者選定に係る審査会審査委員及び広域連合事務局職員等関係者にプロポーザルに関する援助・助言を直接、間接に求めた場合。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行った場合。
- (6) 競争を制限する目的で他の提案事業者と参加意思及び提案内容について、相談を行った場合。
- (7) 優先交渉権者（契約の相手方）の選定前に、他の提案事業者に対して提案書等を意図的に開示した場合。
- (8) 提案事業者が連合し、又は不穏な行動をする等、プロポーザルを公正に執行することができないと認められた場合。
- (9) 提案事業者（契約に関する権限を委任された者を含む。）が他の提案事業者（契約に関する権限を委任された者を含む。）を兼ねていた場合。（同一代表者が複数の企業体で参加することができない。）

第7 優先交渉権者（契約の相手方）の選定方法

プロポーザルによる優先交渉権者（契約の相手方）の選定は、別に定める「ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係る事業者選定審査会設置要領（以下、「審査会設置要領」という。）に基づき選定する。

第8 提案書の評価方法

提案書の評価方法については、別に定める審査会設置要領に基づき評価する。

第9 提出書類の取扱い

プロポーザルによる提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提案事業者が広域連合に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。

- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案事業者が負う。
- (4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (5) 提出書類は、選定及び説明に供するため、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (6) 提出書類は、事業者選定に係る審査目的以外は使用しないものとする。

第10 庶務

プロポーザルの実施等に係る庶務は、広域連合事務局総務課で処理する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。